

紹介受診重点医療機関について

○ 外来機能の明確化・連携を強化し、患者の流れの円滑化を図るため、医療資源を重点的に活用する外来の機能に着目して、以下のとおり紹介患者への外来を基本とする医療機関(紹介受診重点医療機関)を明確化する。

① 外来機能報告制度を創設し、医療機関が都道府県に対して外来医療の実施状況や紹介受診重点医療機関となる意向の有無等を報告し、

② 「地域の協議の場」において、報告を踏まえ、協議を行い、協議が整った医療機関を都道府県が公表する。

※ 紹介受診重点医療機関(一般病床200床以上の病院に限る。)は、紹介状がない患者等の外来受診時の定額負担の対象となる。

【外来機能報告】

○ 「医療資源を重点的に活用する外来(重点外来)」等の実施状況

- ・ 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来
- ・ 高額等の医療機器・設備を必要とする外来
- ・ 特定の領域に特化した機能を有する外来

○ 紹介・逆紹介の状況

○ 紹介受診重点医療機関となる意向の有無

○ その他、地域の協議の場における外来機能の明確化・連携の推進のための必要な事項

【地域の協議の場】

① 医療資源を重点的に活用する外来に関する基準(※)を満たした医療機関については、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を確認し、紹介率・逆紹介率等も参考にしつつ協議を行う。

(※) 初診に占める重点外来の割合40%以上 かつ
再診に占める重点外来の割合25%以上

② 医療資源を重点的に活用する外来に関する基準を満たさない医療機関であって、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を有する医療機関については、紹介率・逆紹介率等(※)を活用して協議を行う。

(※) 紹介率50%以上及び逆紹介率40%以上

③ 協議が整った場合に、紹介受診重点医療機関として都道府県が公表する。

医療機関



外来機能報告(重点外来の項目、意向等)

都道府県

地域の協議の場
における協議

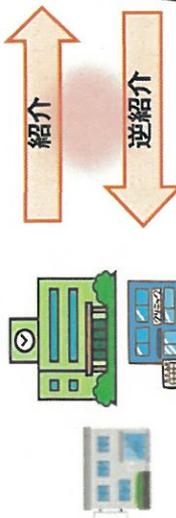
⇒ 公表



国民への周知・啓発

患者がまずは地域の「かかりつけ医療機関」を受診し、必要に応じて紹介を受けて紹介受診重点医療機関を受診する。
状態が落ち着いたら逆紹介を受けて地域に戻る受診の流れを明確化。

かかりつけ医療機関を担う医療機関

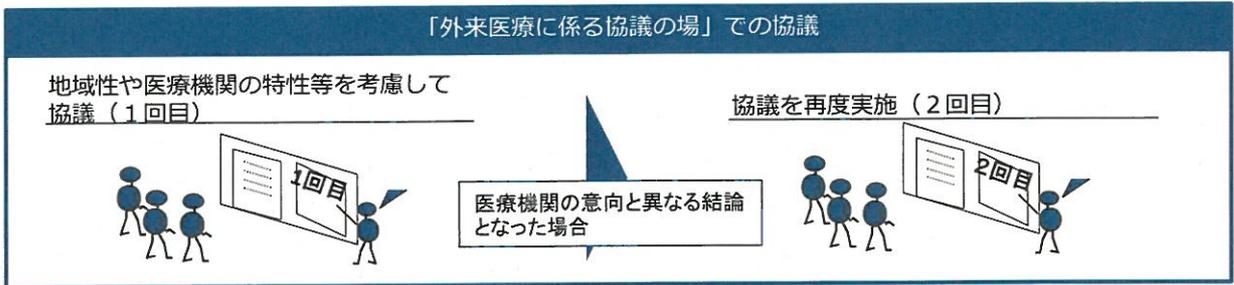


紹介受診重点医療機関



・ 病院の外来患者の待ち時間の短縮
・ 勤務医の外来負担の軽減
等の効果を見込む

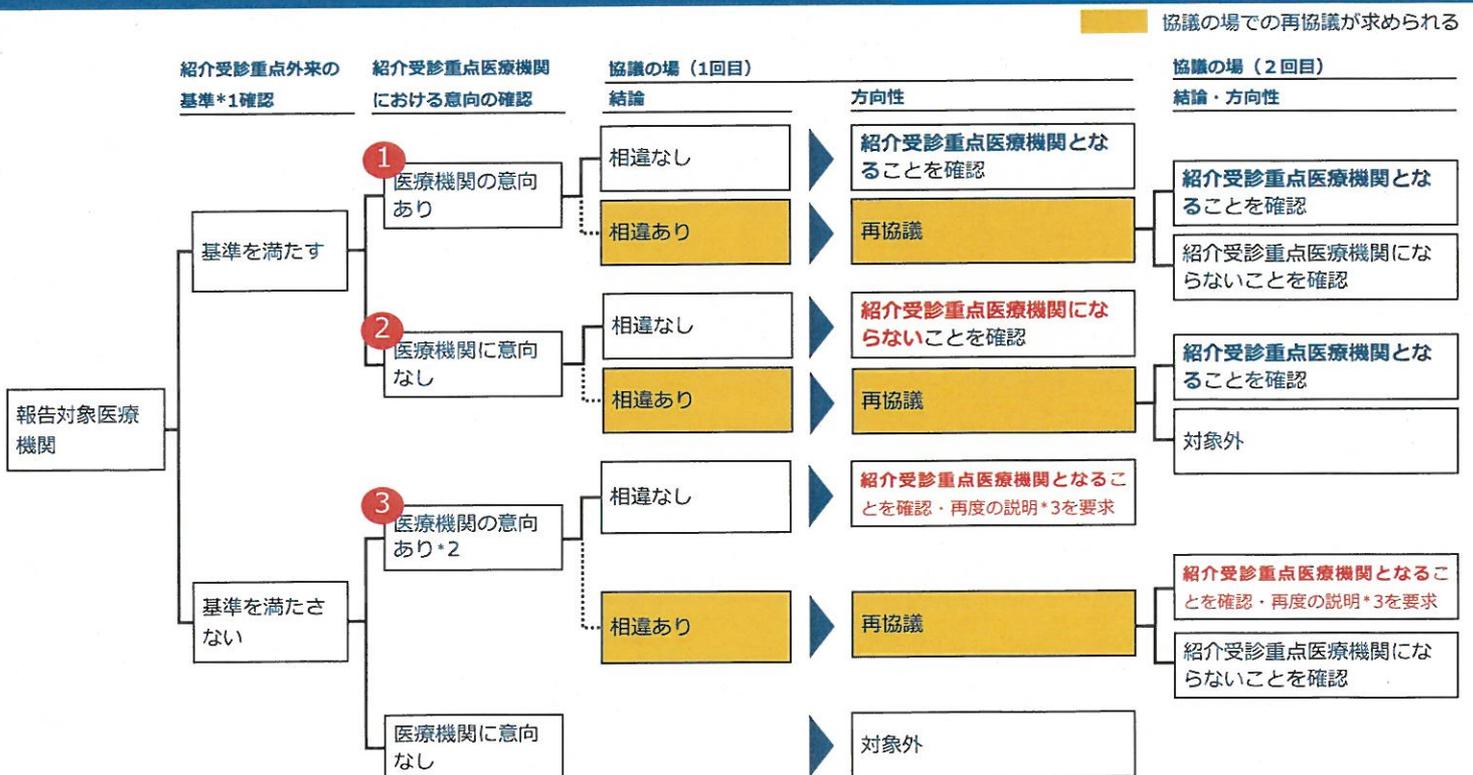
| | | 意向あり | 意向なし |
|-------------|-------|-------------------------------------|---------------------|
| 紹介受診重点外来の基準 | 満たす | 1 紹介受診重点医療機関 * 「外来医療に係る協議の場」での確認 | 2 「外来医療に係る協議の場」での協議 |
| | 満たさない | 3 「外来医療に係る協議の場」での協議 | — |



- 【紹介受診重点外来の基準と医療機関の意向の考え方】**
- 「紹介受診重点外来の基準を満たす×意向あり」の場合
 - 特別な事情がない限り、紹介受診重点医療機関となることが想定される。
 - 「紹介受診重点外来の基準を満たす×意向なし」の場合
 - 当該医療機関の意向が第一であることを踏まえつつ、当該地域の医療提供体制のあり方を協議の上、2回目の協議に改めて意向を確認する。
 - 「紹介受診重点外来の基準を満たさない×意向あり」の場合
 - 紹介受診重点外来に関する基準に加え、紹介率・逆紹介率等を活用して協議を行う。

(参考) 「外来機能報告等に関するガイドライン」

協議フローについて



*1 紹介受診重点外来の基準：
 ・初診基準：40%以上（初診の外来件数のうち「医療資源を重点的に活用する外来」の件数の占める割合）
 ・再診基準：25%以上（再診の外来件数のうち「医療資源を重点的に活用する外来」の件数の占める割合）
 *2 紹介率50%以上かつ逆紹介率40%以上を参考の水準とする。
 *3 基準の達成に向けたスケジュール等を書面又は口頭で説明を求め、その内容を公表する。

(参考) 「外来機能報告等に関するガイドライン」

事務連絡
令和5年5月17日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

外来機能報告における協議の場の進め方について（周知）

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号）の一部が令和4年4月1日付けで施行され、毎年度、外来機能報告（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の18の2第1項及び同法第30条の18の3第1項の規定に基づいて行われる報告をいう。以下同じ。）を行うこととされています。

また、協議の場（医療法第30条の18の4第1項に規定する協議の場をいう。以下同じ。）における外来機能報告を踏まえた協議を円滑に進めるため、外来機能報告等に関するガイドライン（令和4年3月16日策定・令和5年3月31日改正）を策定しているところです。

先般、「都道府県における今後の外来機能報告制度の運用等について」（令和5年3月6日付け医政地発0306第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）において、協議の場の結果の公表についてお知らせしたところですが、協議をより効果的・効率的に進める観点から、外来機能報告における協議の場の進め方の詳細について下記のとおり、御連絡します。

については、内容を御了知の上、外来機能報告制度の運用に係る取組について、適切に御対応いただくようお願いいたします。なお、下記に示す進め方は、あくまでも参考であり、地域の実情に応じた対応が可能であることを申し添えます。

記

1 紹介受診重点外来に関する基準を満たす場合の進め方（別紙における①又は②）

紹介受診重点外来に関する基準、紹介受診重点医療機関における意向等を踏まえ、協議の場において、協議を行う。

その結果、医療機関の意向と協議の場の結論に相違がある場合には、再協議を行う。

その場合、外来機能報告等に関するガイドラインに基づいて、協議を行い、最終的に医療機関の意向と協議の場の結論が合致したものに限り、紹介受診重点医療機関として公表を行うこと。

なお、これらの再協議に至った事例については、協議プロセスの透明性の確保の観点から、紹介受診重点医療機関として公表する際、その協議内容についても公表することが考えられる。

また、紹介受診重点外来に関する基準を満たし、紹介受診重点医療機関における意向がない場合であって、医療機関の意向と協議の場の結論に相違がない場合には、紹介受診重点医療機関にならないものとする。

2 紹介受診重点外来に関する基準を満たさない場合の進め方（別紙における③）

紹介受診重点外来に関する基準、紹介受診重点医療機関における意向等を踏まえ、協議の場において、協議を行う。

その結果、紹介受診重点外来に関する基準を満たさず、紹介受診重点医療機関における意向がある場合には、外来機能報告等に関するガイドラインを踏まえ、協議の場において、紹介率・逆紹介率等を活用して議論を行うこと。

その際、医療機関の意向と協議の場の結論に相違がない場合であっても、当該医療機関が紹介受診重点外来に関する基準を満たしていないことに鑑み、当該医療機関が紹介受診重点医療機関となることによる構想区域全体の医療提供体制に及ぼす影響も協議するとともに、当該医療機関における紹介受診重点外来に関する基準を満たす蓋然性及びそのスケジュール等について、当該医療機関に書面又は口頭で再度説明を求め、紹介受診重点医療機関として公表する際、その内容も公表することが考えられる。

3 その他、協議の場の進め方における留意事項

協議を繰り返す場合又は議論が整わない場合等で、結論を得ることができない場合には、都道府県が協議内容及び結果を公表すること。

【連絡先】

厚生労働省 医政局

地域医療計画課

外来・在宅医療対策室

E-mail: zaitaku@mhlw.go.jp

取扱注意

紹介受診重点医療機関に係る基準及び医療機関の意向について

| 基準を満たす 医療機関名 | 一般病床数 | 紹介受診重点外来の基準 ※1 | | 意向 | 協議フローの 該当番号 |
|-----------------|-------|----------------|-------------|----|----------------|
| | | 初診 40%以上 | 再診 25%以上 | | |
| 倉敷中央病院 | 1151 | 57.7 (○) | 31.3 (○) | あり | ① |
| 川崎医科大学附属病院 | 1154 | 49.9 (○) | 26.4 (○) | あり | ① |
| しげい病院 | 106 | 44.3 (○) | 76.7 (○) | なし | ② |

・「一般病床数」は、各医療機関から提出の対応方針等による。

・「紹介受診重点外来の基準 ※1」の各医療機関における数値は、令和4年度外来機能報告による。

※1 紹介受診重点外来の基準

- ・初診基準:40%以上（初診の外来件数のうち「医療資源を重点的に活用する外来」の件数の占める割合）
- ・再診基準:25%以上（再診の外来件数のうち「医療資源を重点的に活用する外来」の件数の占める割合）